

令和5年5月2日

保護者様

千葉県立千葉東高等学校
校長 高梨 祐介

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御支援を賜り感謝申し上げます。

このたび、国において、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることが正式に決定され、県教育委員会から5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る対応について通知があり、下記のようにいたしますのでお知らせします。

なお、御不明な点は、下記までお問合せください。

記

1 学校生活における基本的な取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とします。
- (2) 同感染症対策としての黙食は行ないません。
- (3) 同感染症への感染確認を目的とした登校前の健康観察は不要とします。
- (4) マスクの着脱を強いることのないようにするなど、生徒の判断を尊重するとともに、差別・偏見等が無いように適切に指導いたします。

2 出席停止措置の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
(発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します)

3 その他

- (1) 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないため、同感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- (2) 同感染症への感染が確認された生徒が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、本校指定の「治癒報告書」を提出してください。「治癒報告書」は、本校ホームページからダウンロードして使用してください。医師の診断書の提出は必要ありません。

問合せ 千葉県立千葉東高等学校 教頭 大松 丸橋 TEL 043(251)9221 メール chibahigashi-h@chiba-c.ed.jp
--